

第 2 期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）に関するパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施状況

(1) ご意見の募集期間

平成 29 年 2 月 15 日（水）～平成 29 年 3 月 7 日（火）

(2) ご意見の応募者数及び件数

- ・応募者数及び件数 3 名 11 件
- ・男女内訳 男性：2 名 女性：1 名
- ・年代内訳 40 歳代：1 名 60 歳代：1 名 70 歳代：1 名

(3) ご意見の受理状況の内訳

郵送	ファクシミリ	電子メール	持参	計
			3	3

(4) ご意見の取り扱い

いただきましたご意見は、適宜整理集約して掲載しており、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

いただきましたご意見のうち、ご意見の内容が文体・表現や用字・用語に対してのご意見は掲載しておりませんが、必要に応じて反映させていただきます。

また、当意見募集に直接関係しないご意見は掲載しておりませんが、施策・事業の推進に向けた取組を進める中で、今後の参考にさせていただきます

No.	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する市と社会福祉協議会の考え方
1	P 7 人口と年齢 3 区分別の人口推移	本計画が、平成 2 9 年度から平成 3 3 年度までの 5 年間の計画であるので、過年度までだけでなく、せめて計画期間 5 年間にカバーする将来人口推計値を記載すべきである。	第 2 期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、第二次下野市総合計画を上位計画とし各個別計画を補完する計画と位置づけられます。ご意見の将来人口推計値ですが、第二次下野市総合計画や下野市人口ビジョンに記載されている平成 2 9 年以降の推計値については重複をさけるため、原案のとおりとさせていただきます。ご意見につきましては次期計画策定の参考とさせていただきます。
2	P 9 1 行目 自治会別高齢化率	高齢化率 7 %未満の自治会が 6 自治会あるため、「0 %から 4 0 %以上」とするべきではないか。	ご指摘の通り「0 %から 4 0 %以上」のように修正いたします。
3	P 9 自治会区域ごとの高齢化率の 図面	図面がかなりデフォルメされているが、地図は可能な限り正確な形状で記載すべきである。また、記載上の間違いも何か所かあり訂正すべきである。	地図は可能な限り正確な形状に修正いたします。

No.	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する市と社会福祉協議会の考え方
4	P 2 0 以降 グラフの表示方法	とても関心がある、ある程度関心がある、あまり関心がない、全く関心がない、無回答とすべきであるが、ある程度関心がある、とても関心があるとなっている。数字が多い順に記載されているが違和感がある。	グラフの表示方法につきまして、選択肢の記載順に表示する方法もあるかと思います。今回の計画策定におきましては、なにが一番多いのかに重点をおいて表示いたしました。
5	P 4 4 3. 計画の体系	基本目標の1～3、基本的方向性、取組のそれぞれに課題の多さと重さを感じるが、取組の具体的事項ではK P I を設けて目標を明確化する必要がある。定量化出来にくいものもあるが、設定数値があると手段がはっきりしてくる。特に目標3のリーダーやボランティアの育成はすべての原動力となる。	市が策定する計画においては、目標数値の「見える化」が求められており可能な限り目標を数値化し設定しています。地域福祉計画及び地域福祉活動計画においても数値化して目標を立てられるものに対してはK P I を設けております。しかし、地域福祉活動は、市民と社協が協働で進め、行政はそれをどう支援していくかということが重要になります。地域福祉のゴール設定は、「タスク・ゴール」だけではなく、そのプロセスにおける「プロセス・ゴール」や、各種団体や機関がどのような関係性を築き連携できたかといった「リレーションシップ・ゴール」を目標としているものもあります。具体的な取組に合った目標設定としたため原案のとおりとさせていただきます。

No.	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する市と社会福祉協議会の考え方
6	P 4 6 以降 「私たちが取り組むこと」	「私たちが取り組むこと」の「～しましょう」の表現はやさしきがあるのでもいいかもしれないが、一方で介護六法の法律を読むと、国民の義務も表示されている。このあたりの義務感も訴えて貰いたい。	今回の地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、市民が中心となって地域の力で生活課題を解決するための「互助」を推進するための計画です。本計画では、様々な地域課題を解決するために市民が取り組むこと、市や社会福祉協議会が取り組むことを記載しておりますが「私たちが取り組むこと」は市民が自ら取り組んでいくことを促すための表記といたしました。本計画は市民の「自助」を促し、「互助」を推進していく計画のため、原案のとおりとさせていただきます。
7	P 5 4, 5 5 福祉サービスの充実	市内の各種障害福祉サービス（就労継続支援、生活介護、短期入所など）を扱う事業所が、それを必要とする市民の利用者数に対して圧倒的に不足している。 現状が第 2 期計画の中に課題として挙がっていないのは残念である。	地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、各個別計画を補完し地域福祉を推進していく計画となります。そのため、各種障害福祉サービスを扱う事業所については、本計画で位置づけるものではありません。いただいたご意見は、個別計画策定の際の参考とさせていただきます。
8	P 7 3 ボランティア連絡協議会への支援	P 1 8 に示されているボランティア登録団体数と一致していないのはなぜか。	P 1 8 の数値であるボランティア登録団体は社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している団体です。（平成 2 8 年 3 月 3 1 日現在 7 1 団体） そのうちボランティア連絡協議会に加入している団体数が、平成 2 8 年度 1 5 団体です。

No.	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する市と社会福祉協議会の考え方
9	P 7 7 地域福祉の担い手の図	地域福祉の担い手に自治医科大学、特に自治医科大学看護学部の記載が必要ではないか。	現時点では具体的取組の中に関連した取組がないため、原案のとおりとさせていただきます。
10	P 8 7 高齢化率の記載	7%以上14%未満を高齡化社会、14%以上21%未満を高齡社会、21%以上を超高齡社会という。とすべきである。	高齡化率については公的な定義はありませんが、平成18年高齡社会白書（内閣府）によると、「一般に7%以上を高齡化社会、14%以上を高齡社会という」とあり、超高齡社会については国連やWHOでも明記はなく一般的に高齡化率21%以上と呼ばれています。そのため、現行文章の最初に「一般に」を付け加えることとします。
11	第3期（次期）地域福祉計画及び地域活動計画策定委員選任について	策定委員会の委員数は定員の25名に達していない。第3期策定委員には、当事者団体、重点事業に携わる関係者、生活支援コーディネーター等、より現状を知る方々に加わっていただき「絵に描いた餅」ではなく、現状に沿った計画策定にご尽力を賜りたい。	P 8 1の策定委員会設置要綱には「委員は25人以内をもって組織する」とあり策定委員の上限を表しており、25人としなければならないというものではありません。第2期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定委員会は、バランスを考えて学識経験者、市民団体、福祉団体、医療関係者、ボランティア団体、NPO団体、教育団体及び公募委員21名の委員により計画策定にご意見をいただきました。

